

再雇用制度対象者の基準に関する労使協定書

(その1)

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表 (以下「従業員代表」という) は、定年退職後の再雇用制度の対象者となる者の基準について以下のとおり協定する。

(再雇用手続と継続雇用基準)

第1条 定年は会社の就業規則第 条の定めによるが、定年以降も継続勤務を希望する者は、定年予定日の3ヵ月前までに会社に申し出るものとし、会社は、次の各号の基準等を満たす者については満65歳に達するまでの間、1年契約の更新制として定年に引き続き再雇用 (以下「継続雇用」という) する。

- (1) 直近の健康診断の結果、就業上支障がないこと。かつ、勤務に支障がない健康状態であること。ただし、会社は、必要に応じ会社の指定する病院 (または医師) の診断書を提出させることがある
- (2) 無断欠勤がないこと、過去 年間の出勤率が %以上であること
- (3) 過去3年間にわたり、当社の人事評価が勤務成績・態度・協調性・業務遂行能力・就業意欲等の評価項目について「 」以上と評価されていること

(定年2年前の通知・面談等)

第2条 会社は、定年予定2年前の該当者全員に通知し、本人の申し出により本人に対する人事評価の開示を含め随時に継続雇用について面談・指導し、併せて定年後の就業意欲の査定の参考とする。

(継続雇用の可否の通知)

第3条 第1条の継続雇用について、会社は該当者の定年予定日の2ヵ月前までに同条の基準等の事実を本人に開示し、継続雇用の可否を本人に通知する。

(更新)

第4条 会社は、更新を希望する継続雇用者の契約更新のつど、第1条各号の基準または条件の適合性を確認して本人に開示し、契約更新の有無を契

約期間終了の30日前までに本人に通知する。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

⑩

株式会社

従業員代表

⑩

再雇用制度対象者の基準に関する労使協定書

(その2)

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表 (以下「従業員代表」という) は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、定年退職後の再雇用制度の対象となる者の基準に関して、次のとおり協定する。

(継続雇用基準)

第1条 会社は、次のいずれにも該当する者について、定年退職後、継続して再雇用するものとする。

- (1) 定年後引き続き勤務する意思があり、再雇用を希望する者
- (2) 定年前 年間の出勤率が %以上の者
- (3) 勤務に支障のない健康状態である者
- (4) 過去 年間の人事考課の平均が 以上の者
- (5) の者

(有効期間)

第2条 本協定の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに、会社、従業員代表いずれからの申し出もないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(変更手続)

第3条 本協定に定める事項について変更の必要が生じた場合には、1ヵ月前までに協議を行い変更するものとする。

令和 年 月 日

株式会社
代表取締役 ⑩
株式会社
従業員代表 ⑩